

令和2年5月7日

**新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に
児童が在籍する保護者の勤務先の事業者の皆様**

新宿区長 吉住 健一

新宿区内の認可保育園等に在籍する児童の 保護者の勤務についてお願い

事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対応について、新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に児童が在籍する保護者としての従業員とその家族の生命を守るため、特別休暇等の措置に特段のご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

政府は、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出し、緊急事態措置を実施すべき区域として、新宿区を含む東京都を指定しました。

新宿区では、この間、医療従事者や食料品店等などの社会生活を維持するうえで必要な業種での勤務を除き、区内の認可保育園及び認定こども園等に児童が在籍する保護者の皆さんに対して、ご家庭での保育を強く要請してきました。

このたび、この緊急事態措置について、国から期間の延長が示されたことから、措置期限である**5月31日（日）**まで、**継続して保護者に対し、登園自粛を強く要請をすることとしました（延長する場合があります。）。**

事業者の皆様におかれましては、引続き、従業員とその家族の生命を守るため、現下の状況をご考慮いただき、認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795